

不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長 (登録免許税・不動産取得税)

不動産特定共同事業を活用した民間不動産投資を一層推進するため、不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産に係る現行の特例措置を2年間延長するとともに、不動産取得税の軽減対象に保育所を追加する。

施策の背景

都市機能の向上及び地域活性化を図るため、不動産特定共同事業法の仕組みを一層活用し、さらなる民間不動産投資を誘発することが必要

- 建築物の耐震化や老朽不動産の再生、豊富な資金と目利き力を活かした物件の開発やバリューアップ等を図るとともに、そこで営まれる事業における雇用創出を通じて、**地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進**
- 全国各地域において空き家や空き店舗等が増加しているところ、地域における小規模不動産の再生等を促進し、**地域における資金の好循環を構築**
- 保育所等のESG不動産に対する資金供給を行い、**待機児童問題をはじめとする社会課題を解決**

・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)

「**優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、…2023年度中に不動産分野TCFD対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場におけるESG投資の促進を図る。**」

・「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)

「不動産証券化手法の一つである**不動産特定共同事業**について、クラウドファンディングも含め、その活用を推進することにより、地域の空き家等の遊休不動産をコワーキング施設などデジタルに対応した施設等に再生・活用し、コミュニティの形成促進等による**地域の社会課題解決**を目指す。」

<地方都市での活用例>

本特例措置を利用して、福井県敦賀市に、不動産特定共同事業(特例事業スキーム)によりホテルを整備した。



<老朽空き家建替えの例>

本特例措置を利用して、不動産特定共同事業(小規模特例事業スキーム)により、杉並区和泉の老朽空き家の建替えを行った。



要望の結果

特例措置の内容

不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産について以下の措置を講じる。

【登録免許税】税率軽減(移転登記：2% → 1.3%、保存登記：0.4% → 0.3%)

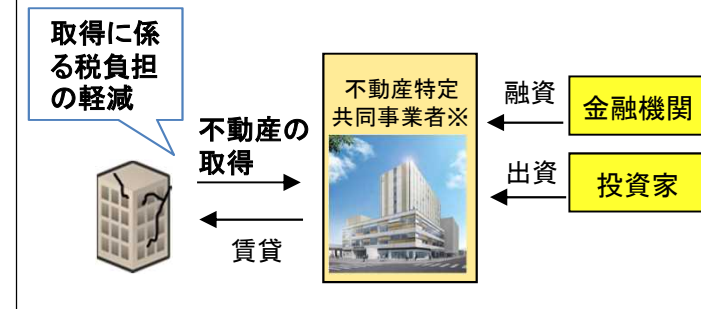
【不動産取得税】課税標準から1/2控除

結果

○現行の措置を2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)延長する。

○不動産取得税の軽減対象に保育所を追加する。

<不動産特定共同事業の概要>



※不動産の再生等を行う。